



木材製造業

死亡災害多発非常事態宣言

平成20年9月

林業・木材製造業労働災害防止協会

木材製造業における労働災害による死亡者数は、本年度から実施している「林業労働災害防止計画」（計画期間：平成20年度～平成24年度）の初年度にして、すでに平成20年1月から8月まで8か月間で、昨年1年間の8人を上回り9人となり、極めて憂慮すべき事態となっています。

このような状況を踏まえ、当協会では「木材製造業死亡災害多発非常事態宣言」を発し、会員事業場に対して、「林業労働災害防止計画」に定める木材・木製品製造業における5つの重点事項の本年中の完全実施と、より一層の労働災害防止対策の徹底をここに要請します。

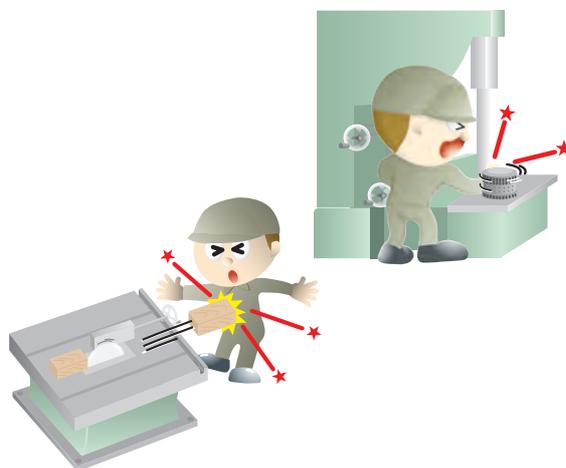
林業労働災害防止計画における <木材製造業5つの重点事項>

1. リスクアセスメントの実施の促進

労働災害の着実な減少を図るため、リスクアセスメントのテキスト及びパンフレット並びにリスクアセスメント関係視聴覚教材を使用して、各事業体の担当者を養成するとともに、個別事業体での適切な実施の促進を図る。

2. 木材加工用機械の安全化の促進及び安全な作業方法の徹底

木材加工用機械の導入に当たっては、「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく事項を講じた機械を率先して設置する。さらに、使用上の情報の提供を踏まえ、作業方法について、リスクアセスメントを実施して、安全な作業方法を確立し、その励行の徹底を図る。



3. 荷の積卸し、はい作業における安全な作業方法の徹底

フォークリフト、ログローダー等で荷の積卸し作業を行う場合は有資格者（運転者及び玉掛者）が、また、2m以上のはい付け又ははいくずし作業を行う場合ははい作業主任者がこれを実施する。さらに、作業方法について、リスクアセスメントを実施して、安全な作業方法を確立し、その励行の徹底を図る。

4. 作業主任者の適正な配置及び職務の励行

作業主任者の選任を要する作業については、必ず当該作業主任者（木材加工用機械作業主任者、はい作業主任者等）を選任し、その職務の励行の徹底を図る。

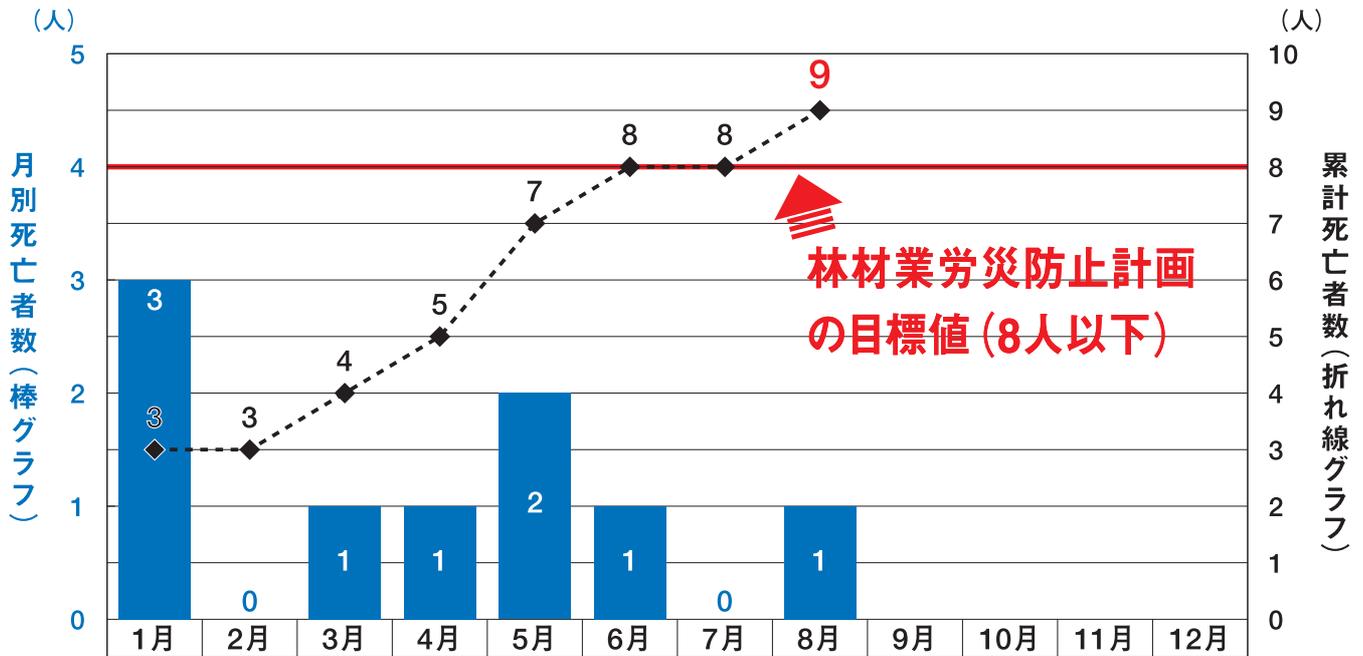
5. 塗装、接着作業等における局所排気装置等の設置の徹底

塗装、接着作業等に際し、有機溶剤、特定化学物質等の規制対象物質に該当するものを使用する場合には、局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の設置及び保護具の装着の徹底を図る。

林業労働災害防止計画の全文は、次のホームページでご覧いただけます。

<http://www.rinsaibou.or.jp/>

平成20年の木材製造業死亡災害発生状況（速報値）



◆ 木材製造業の平成20年1月から8月までにおける死亡災害事例 ◆

（林業・木材製造業労働災害防止協会調べ）

番号	発生月日 (発生時間)	都道府県	性別	年齢	経験 年数	被災機械等	事故の概要
1	1月7日 (9:30)	北海道	男	67	3か月	その他	原木をリングバーカー前のコンベアに送り込む作業中、コンベアのモーター回転軸に巻き込まれた
2	1月15日 (15:50)	北海道	男	38	10年	フォークリフト	フォークリフトで材の仕分け作業中、坂で停止させたフォークリフトの前方に立ち入り、自走したフォークリフトと材に挟まれた
3	1月31日 (9:20)	栃木県	男	64	不明	その他	検品作業中、製品の上から転落するとともに崩れた製品に頭部を激突された
4	3月6日 (16:30)	福岡県	男	35	1か月	柱加工機	柱加工作業中、運転を停止せず送材装置内に立入り、ストッパーとローラー基部に挟まれた
5	4月14日 (14:30)	広島県	男	57	16年	丸のこ盤	丸のこ盤で切断作業中、切断ユニットを調整中にユニットが落下して激突した
6	5月19日 (15:00)	福島県	男	68	5年	フォークリフト	無資格者が、フォークリフトで材料を搬送中、運転していたフォークリフトが転倒して機体の下敷きとなった
7	5月22日 (10:40)	富山県	男	28	2年	その他	チップ作業中、チェーンコンベアの不具合を直そうとして転落し、チェーンコンベアとベルトコンベアの間隙に挟まれた
8	6月12日 (11:20)	宮崎県	男	53	16年	その他の機械	清掃作業中、何らかの原因でチップ粉碎機に落ちた
9	8月26日	栃木県	男	21			(調査中)

● 労働災害防止対策の実行に当たっては、

これらの死亡災害を見ると、労働安全衛生法関係法令の遵守と、それらに基づいて定められた作業手順を厳守することの重要性が分かります。

今一度、木材製造業の重点事項（表面）を踏まえ、作業者の危険に対する再認識と作業の基本事項に従った作業の励行をお願いします。